

平成 22 年 12 月 17 日

異議申立書

農林水産大臣 殿

異議申立人

行政不服審査法第 6 条の規定に基づき、下記のとおり異議申し立てをする。

1. 異議申立人の住所、氏名、年齢

現住所 *****
氏名 *****
電話番号 *****

2. 異議申し立てに係る処分

農林水産大臣の平成 22 年 10 月 18 日付け 22 消安第 6067 号による行政文書不開示決定処分

3. 異議申し立てに係る処分があったことを知った年月日

平成 22 年 10 月 20 日

4. 異議申し立ての趣旨

第 2 項記載の処分を取り消すとの決定を求める。(個人情報、企業や団体に関する情報のうち個人名、企業名及び住所は除く)

5. 異議申し立ての理由

(1) 異議申立人は、平成 22 年 9 月 14 日、処分庁に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基き「家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会第 10 回から第 15 回までの議事録（宮崎県における口蹄疫発生に関する審議）」の開示を請求した。

(2)処分庁は、平成 22 年 10 月 18 日、これを不開示とする処分をした。

(3)本件処分の理由として、以下の記述がある。

下記の情報のうち、個人情報、企業や団体に関する情報、国が行う原因究明等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報については、これらを公にすることにより、今後同様の委員会を行う際に支障が生じるおそれがあるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 1、第 2 及び第 6 号に該当するので、不開示とした。

(第 1 0 回牛豚等疾病小委員会議事録)

・ 2～3 1 ページの議論内容（発言委員名は除く）

(第 1 1 回牛豚頭疾病小委員会議事録)

・ 2～3 0 ページの議論内容（発言委員名は除く）

(第 1 2 回牛豚頭疾病小委員会議事録)

・ 1～9 ページの議論内容（発言委員名は除く）

(第 1 3 回牛豚頭疾病小委員会議事録)

・ 3～4 8 ページの議論内容（発言委員名は除く）

(第 1 4 回牛豚頭疾病小委員会議事録)

・ 3～4 8 ページの議論内容（発言委員名は除く）

(第 1 5 回牛豚頭疾病小委員会議事録)

・ 2～3 1 ページの議論内容（発言委員名は除く）

(4) しかし、異議申立てに係る処分は、次のとおり不正である。

①食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会運営内規により、牛豚等疾病小委員会の所掌事務は、次の通り定めがある。一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調審議すること。二 牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。であるから行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 1、第 2 及び第 6 号に該当するという理由で議論内容が全面非開示になることはあり得ず、異議申立てに係る処分が不正行為であることは自明である。

②そもそも国が行う原因究明については、平成 22 年 4 月 20 日の宮崎県における口蹄疫の発生を受け、農林水産省は、4 月 26 日、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づいて、疫学及びウイルス学等の専門家で構成される

「口蹄疫疫学調査チーム」を設置し、感染要因を分析するために検査結果や現地調査で得られたデータに基づき疫学調査を進めているとされている。平成22年11月24日付の農林水産省口蹄疫疫学調査チーム名による口蹄疫の疫学調査に係る中間取りまとめ―侵入経路と伝播経路を中心に―と題した文書においては、疫学調査の目的及びその調査方法が、国及び県における疫学調査の進め方、立入調査時の記入様式まで公開されている。また行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1のロ、第2にあるとおり人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を含む調査結果も公表されている。以上のとおり本件処分の理由である行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1、第2及び第6号に該当とする理由は無い。

(5)以上のように本件処分は不正であり、農林水産省・消費・安全局動物衛生課の隠蔽体質を明白にするもので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の目的第一条（この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。）を踏み躪る違法行為である。よって、本件処分の取り消しを求めるため、本意義申立てを行った。

6. 処分庁の教示の有無およびその内容

「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣に対して異議申し立てをすることができます。」旨の教示があった。

